

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の未納が続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）なお、保険料の未納が長期間続ければ、まじめに保険料を納付されている方々との公平性を損なうこととなり、ひいては社会連帯に基づく基礎年金制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題となってきます。

このため、県下の各年金事務所では、度重なる納付督促（戸別訪問や催告状の送付）を行っているにもかかわらず納付していただけない方に対し、未納者本人だけでなく連帯納付義務者である配偶者や世帯主の財産を差し押さえる強制徴収を実施しています。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除や猶予される制度があります。納付が困難だからといって未納のままにせず、必ず市区町村役場の国民年金窓口で手続きを行ってください。

| 納付が困難なときは | 30歳未満の方は | 学生の方は |
|---|---|---|
| 保険料免除制度 | 若年者納付猶予制度 | 学生納付猶予制度 |
| 経済的な理由などで、保険料を納めることが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。 保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。 | 本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。 | 本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。 |
| | | |

保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や失業保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

保険料国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。そのためには、納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付する必要があります。

このため、昨年の11月上旬に社会保険業務センター（現：日本年金機構本部）から、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、納付した方の控除対象となりますので、ご自身の保険料の額と合算して申告できます（その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れないようにキチンと納めましょう。

【控除証明書に関するお問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

TEL. 0570-070-117

平 日：8時30分～17時15分まで

第2土曜日：9時30分～16時まで

（平成22年3月13日まで）

※ IP電話等の方は、TEL. 03-6700-1130へ
おかげください。